

品川区内共通商品券事業運営資金の貸付けに関する要綱

制定 平成 25 年 4 月 1 日 区長決定 要綱第 73 号

改正 平成 27 年 3 月 16 日 部長決定 要綱第 262 号

改正 平成 31 年 3 月 29 日 部長決定 要綱第 144 号

(目 的)

第 1 条 この要綱は、品川区商店街振興組合連合会（以下、「区振連」という。）が行う品川区内共通商品券事業（以下、「商品券事業」という。）の円滑な実施を図るため、区が区振連に対して貸付ける資金（以下、「商品券事業運営資金」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(使 途)

第 2 条 商品券事業運営資金は、資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）第 14 条第 1 項に基づき商品券事業に必要な発行保証金の供託に必要な資金として使用するものとする。

(貸付額)

第 3 条 区長は、区振連に対し第 2 条に規定する商品券事業運営資金を予算の範囲内で貸付けるものとする。

(貸付条件)

第 4 条 商品券事業運営資金の貸付条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 貸付期間 貸付けた日の属する年度の 3 月末までとするが、事務処理に要する期間として貸付期間の翌日から 2 週間を猶予期間とする。
- (2) 貸付利息 無利息とする。
- (3) 償還方法 区の発行する納入通知書により償還する。
- (4) 遅延利息 貸付期限（猶予期間含む）までに償還しないときは遅延日数に応じ貸付額の年 10.95%の割合で計算した額とする。

2 区長は、前項のほか必要に応じ貸付条件を付することができる。

3 区長は、災害・その他特別の理由があると認めるときは、第 1 項第 4 号に規定する遅延利息を免除することができる。

(管理・運用)

第5条 区振連は、第2条に規定する商品券事業運営資金の用途を十分に考慮し、その適正な管理・運用に努めなければならない。

(貸付けの申請)

第6条 区振連は、商品券事業運営資金の貸付けを申請しようとするときは、貸付申請書(第1号様式)を区長に申請しなければならない。

(貸付決定の通知)

第7条 区長は、前条の申請に対して貸付けを決定したときは、貸付決定書(第2号様式)により区振連に通知する。

(契約の締結・資金の貸付け)

第8条 区長は、前条の決定通知に基づき区振連から貸付請求書(第3号様式)が提出されたときは、貸付契約書(第4号様式)により契約を締結した上で商品券事業運営資金を貸付ける。

(資金の返還)

第9条 区長は、区振連が次の各号のいずれかに該当するときは、商品券事業運営資金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(1) 第2条に規定する用途に反して使用したとき。

(2) 事業を中止し、または、廃止したとき。

(報告および調査)

第10条 区振連は、貸付けを受けた日の属する年度の5月末時点および11月末時点における商品券事業の運営状況(商品券事業運営資金の貸付状況等を含む)等について報告書(第5号様式)を区長に提出しなければならない。区長は、その他必要に応じ区振連に対し商品券事業運営資金の用途、管理等について報告を求め、または必要な調査を行うことができる。

(委任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、別に地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

品川区長あて

団体名 品川区商店街振興組合連合会
代表者名 理事長
住 所 品川区西品川1-28-3

年度 品川区共通商品券事業運営資金 貸付申請書

下記のとおり品川区共通商品券事業運営資金の貸付けを申請します。

記

1. 金 額
2. 借受の理由 品川区共通商品券事業における発行保証金の供託に必要なため。
3. 添付書類
 - (1) 定 款
 - (2) 年度 予算書
 - (3) 年度 事業計画
 - (4) 貸付手続きに関する規定

第2号様式（第7条関係）

文 書 番 号
年 月 日

品川区商店街振興組合連合会
理事長 様

品川区長

年度 品川区内共通商品券事業運営資金 貸付決定書

年 月 日付 文書番号により申請のあった品川区内共通商品券事業運営資金の貸付けについて、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 貸付金額
2. 貸付条件 「品川区内共通商品券事業運営資金の貸付けに関する要綱」
第4条のとおり
3. 償還期限 年 月 日

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長あて

団体名 品川区商店街振興組合連合会
代表者名 理事長
住 所 品川区西品川1-28-3

年度 品川区共通商品券事業運営資金 貸付請求書

年 月 日付 文書番号により決定のあった品川区共通商品券事業運営資金の貸付けについて、下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額

円

品川区内共通商品券事業運営資金貸付契約書

品川区（以下「甲」という。）と、品川区商店街振興組合連合会（以下「乙」という。）は、 年度 品川区内共通商品券事業運営資金の貸付けに関して下記により契約する。
記

第1条 甲は乙に対し、品川区内共通商品券事業運営資金 円を貸付ける。ただし、この資金は資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第14条第1項に基づき商品券事業に必要な発行保証金の供託に必要な経費に充てるものとして貸付ける。

第2条 甲の乙に対する貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付期間 年 月 日から 年 月 日まで。貸付期間の翌日から2週間は、遅延利息の発生しない猶予期間とする。
- (2) 貸付利息 無利息
- (3) 償還方法 甲の発行する納入通知書により一括償還する。
- (4) 遅延利息 遅延日数に応じ貸付額の年10.95%の割合で計算した額

第3条 甲は、この品川区内共通商品券事業運営資金の使途、管理等について必要な調査を行い、または報告を求めることができる。

第4条 この契約の各項について疑義を生じたとき、またはこの契約に定めのない事項については、甲・乙協議の上定めるものとする。

この契約を証するため、甲と乙は本書を2部作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有する。

年 月 日

甲 品 川 区
品川区長

乙 品川区商店街振興組合連合会
理事長

年 月 日

品川区長あて

団体名 品川区商店街振興組合連合会
代表者名 理事長
住所 品川区西品川1-28-3

年度 品川区内在通商品券事業に係る運営状況等報告書（5月末・11月末現在）

年度品川区内在通商品券事業に係る運営状況等について、下記のとおり報告します。

記

1. 運営状況等一覧

(単位：円)

発行保証金必要額 (供託金額)	供託日	商品券 未使用残高	基準日	備考
	年 月 日		年3月末日	
	年 月 日		年9月末日	

2. 添付書類
- (1) 管理通帳の写し
 - (2) 供託の事実が確認できる書類（供託書の写し等）
 - (3) その他事業の運営状況等が確認できる書類